

第十八回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第四号

昭和二十八年十二月四日(金曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 大上 司君

理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君

理事 佐藤 次郎君

大平 正芳君 黒金 泰美君

藤枝 泉介君 宮原 三郎君

三和 精一君 福田 繁芳君

本名 武君 柴田 義男君

井上 良二君 春日 一幸君

平岡 忠次郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原 三九郎君

出席府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

食糧庁長官 前谷 重夫君

委員外の出席者

大蔵事務官 (日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君

印刷局長 吉田 晴二君

十二月三日

委員稲富 稜人君 辞任につき、その補欠として井上良二君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二号)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について

第一類第六号

大蔵委員会議録第四号 昭和二十八年十二月四日

て生じた損失を補てんするため的一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二号)

一般会計の歳出の財源に充てるための米穀対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第四号)

専売事業に関する件
印刷事業に関する件
造幣事業に関する件

○千葉委員長 これより会議を開きます。

食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案及び一般会計の歳出の財源に充てるための米穀対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案の三法案及び専売事業に関する件、印刷事業に関する件、造幣事業に関する件を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。佐藤次郎君。

○佐藤委員 愛知政務次官にお尋ねいたしますが、御承知のように、現在官公庁の問題が大いに社会問題になりまして、特別管轄にあられる造幣、専売、印刷の問題につきまして、これらの業態はいろ／＼その基礎の確実な点もございませうけれども、相当に有力

なる成績を上げております。そういう関係上、この際仲裁裁定を実施される道が開かれていこうと思つてござい

ますが、今の政府では、その点についてはつきりした回答がないので、いろいろ問題があるわけでございます。大蔵政務次官の確たる御返答をお伺いしたいと思ひます。

○愛知政府委員 給与改善の問題につきましては、私どもとしては態度をきまつて、その基本的な考え方につきましては、すでに大蔵大臣の本補正第二号の説明並びにそれに関連する説明におきまして、はつきりしているつもりでございますが、具体的に御質疑を願ひましたら、その点についてお答えいたしたい。

○佐藤委員 先日、先国会の当委員会におきまして、印刷局その他の関連において大体事業が相当成績を上げておりました。ただ問題は、国鉄や全通の関係で裁定が実施されないうような節もあるように思われましたので、いろいろ質問したわけであります。大蔵省の直接関係のこれら三つの造幣、印刷、専売のことにつきましても、実際は成績を上げていられるのだから、やはり仲裁の裁定に従うのはわれ／＼当然だと思つておりますが、どういふ点で不可能だということを、もう一度そういう方面に關係する愛知政務次官から御回答を願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 ちよつと速記をとめていただきますが……

○千葉委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○千葉委員長 速記を始めて。

○井上委員 愛知政務次官に仲裁裁定の問題につきまして伺うのですが、公企労法に基きましての裁定の拘束の問題でございますが、御存じのように、公企労法の第一条におきましては、公企企業関係の勤労に対する一つの規制を加えており、その目的を果すためには、一つはそれをどういふぐあいにして目的を果すか、つまり労働争議の基本権が禁止されております事実からこれを救済する一つの手段として、一つは経営参加の問題があり、一つは仲裁裁定の完全実施の問題があると思ひます。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

経営参加の問題は今ただちに問題にしないといつたとしても、仲裁裁定の完全実施については、公企労法第一条の目的を達する上に絶対にこれは必要である。ただ政府は、十六条の規定によりまして、予算的、資金的な措置の不可能な場合は、仲裁裁定の完全実施はでき得ないという解釈をしておるようでございますけれども、すでに仲裁裁定が下されまゝの場合、その場合に、前の調停というものが適用されたのでありますから、この調停案がでさういふときは、政府は資金的措置がでさういふことを申しておる事実がござい

承認を求めて来るというのとちよつと矛盾するところがございます。それからいふ一つは、仲裁裁定がくだされる場合に、当然政府は、そういう仲裁裁定をされたも、現実には資金的、予算的措置がでないからだめであるといふ必要な資料をそろえ、必要な証拠書類、証言をそろえて、政府が任命してお

ます仲裁裁定委員に対して所要の手續をとるべきである。政府みづから仲裁裁定を認めておらなから、それが完全実施できないといふことは、どうも三公社五現業全体を共通的に扱いたいという考え方に非常に強く立つておつて、部分的に資金的措置が可能であるものに對しても、他とのつり合いをとるといふんですか、歩調をそろえるというか、そういうことで、政府みづから共同歩調をとらせようなり方をとつておる。この事実を一体どうお考えになりますか。予算的、資金的措置がでさういふ場合、また可能であるという現実があるのかかわらず、それをやらすに、共同の歩調をとらして、一緒に賜暇戦術によつて、公企労法第一条に規定してあるところの公共の目的を完全に実施し得る能率といふんですか、仕事が行われない現実を一体どう解釈するかという点です。この点大蔵大臣の代理たるあなたは一体どうお考えになりますか。

○愛知政府委員 まず第一に、公企労法の第一条というものは、政府としてもできる限りこれを尊重しなければいけないといふことは、かね／＼私ども

もつとよく承知しておるところでございます。第二、十六条の關係で申し上げますと、これは各公社、現業庁ともに個別的に申しますならば、御指摘の通り、資金上、あるいは予算上の余裕のあるなしというものは非常に違つて参ります。たとえば国鉄の關係などで申しますならば、八月から実施するということになりますと、非常に多額の金がかかりますのみならず、最近の国鉄の収支の状況から見ますと、かえつて逆に非常に経費がかかることばかりが起つておるわけでございます。たとえば水害、あるいは十三号台風というような關係のために、損益勘定においても六十九億圓という

ます委員が、それらの点をよく勘考して裁定を下されたいと思ひますが、私どももいたしましては、現在の考え方今日の事情におきましてはやむを得ざることを考へるわけでございます。

三、三十三号台風というふうな關係のために、損益勘定においても六十九億圓というような予想せざる経費の増加が出て来ておるというふうなことで、資金上、予算上これはまつたく不可能というものがございまして、そこでたゞいま御指摘の点は、できるところはやらせたらいいじゃないか、あまり政府が三公社五現業共通に扱おうとするから、できるところもできなくなる、こういう仰せでございますが、私どももいたしましては、これは公企労法の第一条をもちろん尊重いたしまして上げますならば、たゞえば専売公社のごときは、それならばもういくらでも資金上、予算上余裕があるということが言えるならば、いくらでも給与ペースを引上げることが可能だということも言えないわけではないのであります。

○井上委員 もし他の公社なり現業において予算的、資金的措置が困難なものであるから、予算的、資金的措置の可能なものも一時ストップさす、そうして政府は同一の歩調においてこれを解決する。そういう政府の態度なら、公企業関係の政府の全体のものをつの団体交渉の相手としてやるべき筋合いになつて行きます。そうではなしに、あなたも御存じの通り、各企業体ごとに仲裁裁定が下されておる。従つて各企業体別々にこれは予算的、資金的措置が可能かどうかという検討の上において解決すべき問題なのです。それをどういうわけで一体解決、可能のものを一現に当該の責任者の意見を聞いてもあり得るということをお聞かしておる。また現に仲裁裁定の前に調停が行われました場合に、すでに五つの關係においては、資金的措置ができるということをお聞かしておる。ただ鉄道と郵政の關係が困難であるから、他のものがしばらくやれぬから、こつちはひとつ待つてくれ、そうしたら、能率を上げて一生懸命働いたものの働いた価値というものは、政府は全然認めないですか。それはどうします。それをひとつ伺いたい。

○愛知政府委員 私の申したいと思ひますことは、各企業体別に仲裁あるいは調停ができておる、そのことはもちろんその通りでございます。今回の場合でも、裁定の線を尊重して一月一日から実施するのであります。そのそ

れぞれの裁定の内容等は、各公社なり現業官庁のやつております仕事の収支の状態、その他が十分に考えられて仲裁なり裁定なりが私はできておると思うのであります。これが一月一日から実施された場合に、その内容は御承知の通りそれ／＼の特色によつて違つておりますことは御承知の通りでございます。問題の要点は、一月一日から実施するということに平仄を合せたというところが問題として御指摘の点かと思ひますが、これはしかし公社の給与といへども、民間の給与その他との状況も見合せてきめろというものが私は精神だと思つておるものでありまして、現在の建前におきましては、全体の立場から見て、内容としてはそれ／＼違つて裁定であります。これはそのまゝ実行し、ただその実施の時期を一月に合せたというわけでございまして、根本的には御指摘の点と私どもの考え方は違つておると思つておるものであります。

○井上委員 仲裁裁定は一月一日から実施ということになつておりません。八月から実施ということになつております。そしてまた八月から実施可能という、資金的措置ができるということと言われている。そこを私は指摘しておる。だから政府の全体の公務員の歩調をそろえるということも、もし政府があえてとらうとするならば、三公社、五現業を一体として団体交渉をやるべきである。それを、やるときは仲裁裁定もその／＼分離してやられておるのに、政府の予算的、資金的措置が不可能なりという一方的な解釈で、十

ば一からげにこれを実施しようとするところに無理がある。だから資金的措置が可能であるという現業に対しては、八月から実施していいのであります。実施すべきであります。この裁定は拘束されるのでありますから、裁判所の判決と同等の効力を持つております以上は、当然政府は八月に遡及して実施すべきであります。ほんとうに実施できない部分について、どうして一体当該の關係事業員との間の団体交渉において解決するかということであつて、私どもはできぬものをせよとて、私どもはできぬものをせよとて、言つておるのではない。できる可能性のあるものを、何ゆゑに一体引延ばさなければならぬか。ほんとうに鉄道なり郵政の資金的、予算的措置が困難であるならば、どういうわけで困難であるかというのを國民にもよく理解せしめ、また当該事業員にもよく理解せしめて、可能な最大限において実施してやることは、当然その使つておる者の責任であります。それをやらすに於いて、歩調をそろえてやろうというこ

とは、どう考へてみても、これは政府の怠慢であり、政府の責任をのがれる大きな結果がそこへ出て来ておる。その点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 これはたゞいまも申しましたように、予算上、資金上絶対にできそうもないと思はれますものは一番大きなところで、また一番数におきまして、その公社におきましてどうしてもできないというものが偏わらざる現状でございます。そこで井上さんの御指摘のように、たとえばできるで

あるところの専売公社、あるいはその他一、二のものについてだけ、それなら八月から完全実施したらどうか、こういう御意見でございますが、これは現在のいろいろの關係から申しまして、公企労法第一条の尊重はもちろんでございまして、給与問題全体を國家的の立場で見ました場合には、あまりにアンバランスが出来来るのじやなからうか。それならお前は、全体を一体にして団体交渉をやつたらいいじゃないかとおつしやいます。これはあまりに――そういうところだけを取上げてごらんになると、そういう議論が出るかと思ひますが、このやり方というものは、恒久的な制度の問題でございまして、私はやはり各企業体別々に団体交渉をやつてこの制度というものはくすすすべきではない、こういうふうに考へます。

○井上委員 現在いろいろな關係でそうせざるを得ないという、そのいろいろな關係というのは何ですか。伊藤斗福みたいなことを言つて、はなはだどうも要領を得ないのですが、いろいろな關係というのは、今あなたが最後に申されました鉄道、郵政等の關係を考へておられませんか、こう思ふのであります。だから私は鉄道、郵政の資金的、予算的措置が、いろいろの關係から非常に困難であるといふならば、その困難な理由をもつと國民によく理解せしめ、また關係事業員にもその点はよく理解をさして、どうするならばその仲裁裁定の実施が可能であるか、また不可能であるかということについて、当該の労働組合との間における団体交渉を積極的にかけておるような事態を、一日も早く解消する努力をすべきである。しかるに政府は、一向そういう努力をしていない。逆にこれを弾圧するような対策だけを講じて、事態の

收拾に対して積極的な対策を講じてないといふことを指摘しておるわけであります。

そこで問題は、この仲裁裁定が、今あなたもいろいろお話になりましたように、他の産業との関係、また民間企業との関係、いろいろな諸般の検討をいたしました上で、この裁定が最も妥当であるという結論を出しておるのであつて、非常に民間産業からかけ離れておるか、あるいは国民一般の給与水準からかけ離れておるかというような非常識な裁定ではないのであります。当該事業の内容を検討して、また他の産業との関係も検討し、給与水準の上からも検討して、これが妥当な裁定として、政府みずからが仲裁裁定の委員を任命して、その政府みずからの信用を受ける人が、こうやつた方がいゝという判決を下しておるのだ。これは何も労働組合が一方的に委員を選んで、政府に強要した判決をしておるのじやない。仲裁裁定委員は政府から任命して来る、そうしてそこに最も公正ないろいろな資料を集めて、それで判決を下しておる。その判決の裏づけに実行が伴うというおるのに、実行しないといふのはおかしいじやないか。そんなにくつに合はぬことを言うたんじやとていけません。私は鉄道や郵政の困難なものをこの際せひやれ、八月に遡及してやれと言つておるのじやない。やれるものからなぜやらぬかと言つておる。このくらい話のわかつたことはない。だからそこはどうですか。

○愛知府委員 まことにごもつともでございます。しかしながら先ほど来申しておりますように、あまり問題を

法律的だけにお考えいだかないで、全体の労働階級の立場、これは民間もあるいは一般国家公務員、地方公務員というふうなところを総合的にごらんいただいたて——私は仲裁裁定の案は非常によくできておると思つて、それ一月からやろうと言つておるだけであつて、その辺のところはわれわれの考へておりますところも十分ひとつ大所高所から、御了察願ひたいと思ひます。

なお国鉄や電電公社について、どうしてその実施が八月からできないかというこの事情について、われわれが数字的に検討いたしました点は、われわれとしても十分納得をしていただけておるうちに、関係の方々説明に努めておりました、私どもの見ておりますところでは、大体了承をされつたものと信じております。

○井上委員 私はここでさらに政務次官に伺ひたいのは、あなたは一月から実施することを非常に得々としておるやうな口吻をされておられますが、御承知の通りこの前の、あなたは留守でございまして、あなたはいない国会には、予算的、資金的措置ができないうて、国会の承認を求めて来た。それができぬというのなら、どういふわけのできぬかという裏づけになる予算的、資金的な提案はせずに、単に法上の予算的、資金的措置ができぬという理由のもとに、その承認を国会へ求めて来た。それで国会は、おかしいところから、いろいろな点で検討を加えて、継続審査をやつておる最中、一月からならできませんというところを言つて来た。そんな国会をばかにした話がありますか。一体そういうこと

はどうかというところから言えるのです。○愛知府委員 この点は、御指摘の通り前国会においてさうな経過がありましたことは、私も承知いたしました。しかし、これは一般公務員につきましては同様でございます。従来政府としては、できるだけ裁定なりあるいは勧告なりの線を尊重して、この実施に努めて参りたいという気持ではあつたが、その当時の研究におきましては、どうしてもその実施の自信がなかつた。そこで、率直に当時の国会には、その見解をひろうしたものと申つております。しかしながらその後のたとえは一般財政状況、歳入の状況、あるいは各現業官庁並びに公社等におきましては、いろいろのくふうをすれば、また収支の状況からいへば、一月からならは実施ができる、しかしそれ以上さかのぼつてはできないという結論になりましたので、こういう案の御審議を願つておるわけでありました。

○井上委員 つまり国会に予算的、資金的措置ができぬからという提案を政府がして来ます場合は、当然予算的、資金的措置ができぬという具体的な裏づけの証拠を提出すべきである。ところがそれを全然つけずに提案をして、その後政府が一月からやれるという予算的措置を持つて来たわけだ。そこで、一月から可能なりや八月から可能なりやというところが正式に問題になつて来たわけだ。従つてわれわれの諸般のいろいろな調査によりますならば、仲裁裁定はある部分においては八月から実施可能なりという事実が具体的にわかつて来ておるのです。しかるに一月から実施せなければならぬというのは、その間当然もらうべき

ものがもらえないという立場に立つ。働く者の身になつてみない。一体何かゆゑに三割増しというふうなああいう騒動を起しておるのですか。現実には生産率をどん／＼高めて、国民に対して必要なサービスをせなければならぬ機関が、反対に混乱をせしめておるじやありませんか。生産は日々に減退しておるじやありませんか。この仲裁裁定が行われますまでは、昨年よりもそれだけの企業体においては生産が非常に増大し、上まつております。増大し、上まつておる事実に立つて当然給与は引上げるべきであるという裁定も下されておるわけだ。それが理由になつておるわけだ。それによつて一生懸命働いておる結果、そういう裁定が下されて、その裁定に対して、雇い主たる政府がそれをやらぬといふところから、怒つてやつておるのじやないか。三割増し増しに出て生産を減退させておるのは、これは何も労働組合及びその組合員の責任じやありません。当然あなたの方の怠慢じやないか。事実この裁定をあなたの方はあまりにも軽々しく考へておる。もしこれを否定する立場にあなたの方が立つならば、どこに言つて行つたらいいのです。

現実には法律によつて労働者の基本権を奪つておいて、その身がわりとなつていふ仲裁裁定の完全実施をしないといふことになれば、一体どこに言うのですか。それならば公労法なんというものはいらぬじやありませんか。一般民間産業と一緒にしておいたらいいじやないか。何ゆゑに一体そういうことをしたか。ストライキをするようなことを政府がやらしておるのじやないか、そういうことになりませんか。私は

は何もあなたにできぬことを要求しておるのじやない、できることじやない。できることを何ゆゑにけんかを売つて行かなければならぬか。けんかを売つておるのはあなたの方です、さうお思ひになりませんか。これはあなたとしては非常につらいだろうと思つても、支那人だ。大蔵大臣が社長ならあなたは専務取締役だ。そのあなたが行こうという、それはいけませんよ。仲裁裁定があなたがおつしやるようになつておるなら問題にしない。私は繰返しますが、現に国鉄や郵政の経理内容というものが、もう少し検討して、あなたの方がおつしやるように、一月でなければ無理だ、どうしてもこれから内部的ないろいろな整理を必要とするといふことはわれ／＼認めておる。だからできるところからやつたらいいじやないか、もう一応相談をしてみる気はありませんか。

○愛知府委員 先ほど申し上げました点をさらに補足するのであります。前国会のときには、その当時成立した予算に対して実行が不可能であるといふことを、政府の見解として申し上げたと思つております。その後修正予算を編成いたしました、ただいまも申しましたように、できるだけ裁定が実施できるように、裁定の線にできるだけ近づけるようにといふことで努力をいたして、今の案をつくつたわけでありました。それから三割増し増し等のお話がございましたが、これはわれ／＼の見解をもつてすれば、裁定を八月に実施できないといふことは、私は一応予算上から見れば客観的にさ

は何かあなたにできぬことを要求しておるのじやない、できることじやない。できることを何ゆゑにけんかを売つて行かなければならぬか。けんかを売つておるのはあなたの方です、さうお思ひになりませんか。これはあなたとしては非常につらいだろうと思つても、支那人だ。大蔵大臣が社長ならあなたは専務取締役だ。そのあなたが行こうという、それはいけませんよ。仲裁裁定があなたがおつしやるようになつておるなら問題にしない。私は繰返しますが、現に国鉄や郵政の経理内容というものが、もう少し検討して、あなたの方がおつしやるように、一月でなければ無理だ、どうしてもこれから内部的ないろいろな整理を必要とするといふことはわれ／＼認めておる。だからできるところからやつたらいいじやないか、もう一応相談をしてみる気はありませんか。

は何かあなたにできぬことを要求しておるのじやない、できることじやない。できることを何ゆゑにけんかを売つて行かなければならぬか。けんかを売つておるのはあなたの方です、さうお思ひになりませんか。これはあなたとしては非常につらいだろうと思つても、支那人だ。大蔵大臣が社長ならあなたは専務取締役だ。そのあなたが行こうという、それはいけませんよ。仲裁裁定があなたがおつしやるようになつておるなら問題にしない。私は繰返しますが、現に国鉄や郵政の経理内容というものが、もう少し検討して、あなたの方がおつしやるように、一月でなければ無理だ、どうしてもこれから内部的ないろいろな整理を必要とするといふことはわれ／＼認めておる。だからできるところからやつたらいいじやないか、もう一応相談をしてみる気はありませんか。

よりな判定ができる。具体的に言えば、公社等におきまして起つておる問題でございまして、これは公社の当局その他から内情というものを、あるいはこの経理内容というものをできるだけ詳しく説明をして、納得してもらつて、決今努めておるわけでございます。決してわれ／＼がけんかを売つてといううなことはございせん。これは事情がわかつてもらいますれば、早急に沈静するものと考えております。

○井上委員 仲裁裁定の下されますまでは、そういうベース改訂をしてもつても、現実に予算的、資金的措置ができないという理由を、仲裁裁定委員会に政府は主張しませんでしたか。全然政府の意向を聞かずに、雇い主の意向を聞かずに仲裁裁定が下されるのじやありませんよ。十分政府の諸般の事情を聞いた上で、これをやられるにきまつておる。これはあなた方として、裁定が下されれば、これはまるつきりそれに関係のないものじやありませんよ。当然裁定が下されるまでは、あなた方で専門家が参りまして、諸般の資料を提出して、合理的な裁定の下されるように持つて行くのが当然の任務だろと思う。その上において下された裁定ですよ。だから資金的、予算的というものは十分考慮されておるはずだ。それと、今も申しました通り、その前に調停がありました場合に、もうすでにあなた方を代表する代表者の方では、資金的措置はできませんというのを承諾を与えておるじやありませんか。それとあなただいたい話が違つて来るじやありませんか。

○愛知政府委員 私の理解いたしておりますところは、政府任命の委員と

いうものではなくて各公社側からは出ておられますから、その公社側に対しては、大蔵省の見解、見方というものが十分に説明に努めておるはずでございます。しかしながら、多少立場が違つて申しては語弊があるかもしれせんが、また言い過ぎかも知れせんが、十分の説明に努めてはおりますけれども、それを主張しても、結果としてできませんものは、必ずしも政府の考え通りそのまゝ行かないというところに、また特色があるかと思ひますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 愛知政務次官にお尋ねしたいのですが、実は洋行されておりましたので、先国会にお出にならなかつたけれども、しかし今度の専売裁定に対して政府が屈服しない点について、井上委員からいろいろ質問がありました。また今度一月一日から実施される中にも、専売裁定とはまつたく違つた、地域給を本給に繰入れて、そしてこれを押しつけるというようになつていまして、われ／＼関係者には全国からいろいろ手紙が来ておりますし、同時に陳情者が殺到しておるわけでありまして、八月一日からやるやうな問題、井上委員から今御質問がありましたから、その問題については私は井上君と同じ意見であります。ただ地域給を、どうして今まで別にあるものを本給に繰入れて行くのか。これは結局仲裁裁定の実施をやらぬということになるのですが、その点はどういうように大蔵省は御説明になるか、その点について愛知政務次官に御答弁を願ひます。

つきましては、これも率直に申し上げるのでありますが、現に地域給をもらつていない人々の数というものは、たとへば国家公務員で申しますならば、全体の二割にも達しないやうな程度でございました。従来もこの地域給のやり方というもののにつきましては、いろいろと非難もありましたことは御承知の通りと思ひますし、またこれは国会におきましても相当むずかしい、扱いにくい問題として、しばしば議論の対象になつたことも事実であるのであります。そこでこれも多少沿革を、私の方からの見方を申し上げたいと思ひますが、先国会あるいは前々国会当時におきましては、当時の予算の見通しからいって、ベース・アップということを含めて全面的に取上げることは非常に困難だといふやうな事態でありました。その当時までにおきましては、地域給をどういふふうにするかという点については、二院の人事委員会の申合せというやうなものでもできておりました。その際において、予算的にむずかしいけれども、地域給の将来の調整については、できるだけ現在の五つにわかれておりますやり方を、できれば二つ程度にする。それから実額の給与額をできるだけ減らしたくない。そういう趣旨のもとに、できるだけ早い機会に調整した方がよろしかろう、こういうお申合せがございました。その当時におきましては、そのお考えが適当だと思ひまして、そういう線である／＼検討して参りました。ところで、先ほども申しましたように、今回の修正予算におきましては、給与ベースの改善を、人事院の勧告の線に従つてとにかくやれるといふ

見通しがついた。そこでこの際におきまして、従来いろいろとむずかしい問題であつた地域給の五つを四つにして、そして給与ベースの改善と合せて処理することにして、しかも地域給を一部本俸のベース・アップに繰入れられるのはありますが、それによつて、地域給だけを取上げてみれば減つた方もあるわけでありまして、給与ベース等を総合調整した関係におきまして、また無級地の人ももちろん均等する。また一級地以上につきましても、全部本俸に繰入れるということも、それから今後残る地域給と合すればもちろんのことでありまして、実給与額が相当上る。こういう案になつたので、こういうやり方をすることが最も妥当であらう。かくのごとく考えたわけでございまして、なお全体として、たとえば一四・四％の増加ということになります。その五％は、勤務手当の繰入れ分だと見ましても、一律にベース・アップの分が五％、それから中だるみは五分が四・四％、こういうふうな内容になりますので、これまた全体を通じて見ますならば、地域給の問題も一部改善され、また全体の給与額も上るといふことになるので、この案が私どもとしては妥当である、こういう結論に達したわけでございまして。

○内藤委員長代理 ちよつと申し上げますが、今大蔵大臣がこゝへ来て、愛知さんとかわられるということですから、その点御了承願ひます。

○佐藤(観)委員 今泉監理官が来ておられますから、専売公社のことについてお尋ねいたしますが、われ／＼は先国会のときから、専売裁定の実施について政府を追究して来たのであります。が、あなた方は、今泉監理官に働いておる人がどんなに苦しい生活をしてゐるのか御承知ですか。専売公社はおとなしいからということで、捨てておかれるのか。一体あなた方自身からも努めて政府に、こういうやうな現状から見て、仲裁裁定に従うやうに努力されるべきだと思ひが、現にあなた方は、実際専売公社に働いておられる方々の立場を考えたことがあるかどうか、ひとつ御返事願ひたいと思ひます。

○今泉説明員 私の監理官としての立場は、大蔵大臣にかつて、専売公社全般の発展を管理監督するといふ役目でございますが、もちろんその中には、公社職員が安んじて今後増進に邁進できるやうな、そういう面について努力するのが私の立場で、また公社の味方になつて、政府なり関係方面にこれを伝達する職務も当然含まれております。私も公社職員が、必ずしも一般公務員に比べて悪いとは考えておりません。率直に申し上げて、一般公務員に比べて、公社職員は若干給与関係において上まわつております。しかしそれからいって、全体の給与ベースそのものからいって高いと思つておりませんから、こういった仲裁裁定が出た際においては、私どもは公社の立場に立つて、できるものならばこういう裁定は尊重して、実施できるやうにということ、今御指摘のやうな立場は私たちの立場として十分としまして、努めて来た次第であります。但し、今政務次官も申し上げました通り、全般の関係からいって、八月からの実施は無理である。一月一日から実施が妥当であるという結論を政府が下しましたので、私どもとしても、やはりその立場

は尊重しなくちやならぬと考えている次第であります。

○佐藤(観)委員 監理官は、ただ監督するばかりじゃなくて、やはりそこに働いている人の立場も考えるということですが、現在官公労の人がどんな生活をしているかという立場上から、この専売の仲裁裁定についてどういう努力をされたか。また仲裁裁定は、八月一日から実施というのが一月一日に延びたということについて、この間の空虚の生活を、あなた方は一体どうお考えになつてゐるのか。その点をあなたからはつきりした答弁を承りたいと思ひます。

○今泉説明員 仲裁裁定が先般出しまして、これに基き公社といたしましては、当然これに拘束されるわけでございまして、公社總裁の方からこれに所要の予算をつけて、大蔵当局に要求して参つたわけであります。私どももいたしましては、これを主計局に伝達するとともに、大蔵省内部におきましては省議を開きまして、できるならこれは完全実施してもらいたいという立場で主張したわけでございしますが、先ほども政務次官が申された通り、全般の関係で、これを八月から実施することは無理であるという結論で、その前に、この前の国会におきましては、災害予算だけに限定されたという立場から、この前の国会には間に合いませんでした、が、今回の国会にはぜひ補正としてこれを実施できるようにやつていただきたというところで、再三省議等も開きました、全般の関係から、やはり私の微力をもつては、八月実施ということはできませんで、一月から実施という結果になつたわけであります。

○佐藤(観)委員 今泉監理官の御説明を聞きますと、われ／＼はまだ熱意がないと思ひます。しかしそれは、いろいろ政府の都合もありますので、少くとも今専売公社は利益の上つてゐる公社であります、そういう点からでも、できる限り仲裁裁定の突破口として今後努力していただきたいと思うのであります。

それからもうひとつ印刷局長がおられますが先回は印刷労働組合の方々の／＼懇談したわけですが、専売公社というのは特別な事業でございまして、印刷の仕事は、民間の関係と関連がありまして、民間におきまして、少くとも今の印刷局に働いておられる人たちは、相当な離れ給与をもらつておられるわけでありまして、あなた方もおそれ現場におられますから、現在の印刷局の仕事がどんなにえらいかということは御存じであると思ひます、少くとも今の数字を見ますと、印刷局も相当利益が上つておる。利益が上つておるから幾らとつてもいいというふうな、そういうへまなことをわれ／＼言つておられるわけはないのであります。先ほど政務次官は、利益があれば幾らでももらつていいじゃないかというふうなことを言つておられますが、これは伊藤斗福的な議論であります、われ／＼の議論ではない。われ／＼は少くとも仲裁裁定の実施をやれ、こういうことを言つておられるわけでありまして、これには先ほど同僚の井上委員からも言われまして、根拠のある数字が出ておられるわけでありまして、今なな仲裁裁定の実施につきましても、現在民間の印刷会社と比べまして――私は印刷会社と

いる／＼関連を持つておりますが、非常に程度が低い、こういう点から考えまして、少くとも印刷局は民間産業と同じようなレベルにある仕事でございまして、それから、こういう点から、あなた方が積極的に今度の三割増しの行われる前にどういう努力をしておられるのか、またあなたが一体仲裁裁定が行われて、これが実行されなくてもそれでいいというふうにお考えになつておられるかどうか、その点をひとつ印刷局長から答弁を願ひたいと思ひます。

○吉田説明員 先般この委員会でも申し上げましたように、印刷局の事業と申しますものは、ただいまお話の通り民間の印刷業とかなり似たような形態をとつておる。ただ性質的に申しますと、紙幣とか、あるいは郵便切手でありまして、非常に重要な事業をやつております、非常に重要な事業をやつておりますだけに、品質の面でありまして、あるいは検査の面でありまして、か、そういう面におきまして、これはまた民間と違つた非常に／＼な規制があるわけでございします。そういう意味におきまして、印刷の事業というものは非常に公共的な色彩が強く、またある意味におきましてはかなり行政的な色彩も強い。そういう意味においては、場合によりましては民間がかりに給与が悪くても、ある程度印刷局の方としてはその給与をむしろ確保しようと思ひます。仲裁裁定のいろいろな経過におきましても、そういう点についてわれ／＼から特に仲裁委員会にも申し上げました。十分ひとつこの点は御理解を願ひたい、また印刷局の

従業員の中には、そういう意味におきましての公務法の適用の職員と、別にまた公務員法の適用を受ける職員と二種ありまして、その間のバランスということをお考え願ひようというふうなことも申し上げました。また印刷局の事業が、先ほど申し上げましたような一般の政府事業に直結するわけでございします、これは財政的に見ますと、一般会計であるとか、あるいは特別会計であるとか、あるいは日銀なんというものの、これも結局は納付金の関係から申しますと、一般会計に連結してゐるわけでございしますから、そういう意味においては、売上の形態はとつておりますが、結局においては一般会計の負担といひますか、しりは一般会計に來る。そういう特質があるということについていろいろと御考慮いたしたい。ただ実際の従業員の勤務状況といふものは、これは印刷局においても大体民間の事業と同じような関係でやつてゐるわけでありまして、われわれとしては民間の一般の平均――もちろん印刷業の中には大きな会社もあれば小さな会社もありまして、非常にいろいろ、また非常に悪いところもあるわけでありまして、一応毎月勤労統計の出版印刷関係の平均賃金を一つの標準にいたし、それに基づいて、いろいろと公共企業における程度の優位性というふうなものも見ていただきまして、仲裁裁定の際における賃金が出た。われ／＼といたしましては、先ほど監理官からも申し上げましたように、できるだけこれの実現ということについて、少くとも内部においてはいろいろと申し上げておるのであります。これについてはわれ／＼の力が及

びませんで、こういう結果になつております。われ／＼といたしましては、できるだけの努力をいたしたつもりであります。

○佐藤(観)委員 実は印刷局の仕事は、いろいろ重要な仕事をやつてゐるというところは、印刷局長も認めておられます。たとえば紙幣の問題とか、いろいろ秘密の書類の印刷もありません、そういう点で、私は特にこういうものは考えなければならぬと思つております。同時に民間産業と比べて非常に重要な仕事をやつておられるから、レベルが相当低いのではないかと。印刷局長はどういうふうにお考えになつておられるか知りませんが、今の待遇が相当悪いといふことは、私どもも実際見てゐるわけであります。そういう点で、今の仲裁裁定がかりに実施されても、印刷業でもいろいろ種類がありまして、一、概に言えませんが、一流の会社に比べて、今の給与ベースとのくらゐ違つてゐるかどうか、この説明を聞きたい。

それからあなたは印刷局長として、今度の仲裁裁定を実施されないでも、安んじて現在の印刷局の人々が働けるとお考えになつておられるかどうか、この点を御返事願ひたい。

○吉田説明員 民間の印刷事業の賃金ベースにつきましては、実は調停委員会あたりでもいろいろと資料をとりまして調査をいたしたのでございします。ただその場合、民間の会社としては、はつきりした数字をなか／＼示してくれません。それから賃金においても、基準賃金とか基準外手当とか、いろいろ複雑でありますから、その比率がなかなかむずかしい。また勤務の時間、

あるいはまた人の問題、つまり経験年数とか年齢とか家族の状態とか、そういうものがありまして、この点が非常にばらつきがないわけでございます。一応調停委員会調べましたところによりますと、単位時間当り七十五円という数字が出ております。ただこの数字については、組合の方でも、その調査が正確なものであるかどうかについて疑問を持つておる、納得しない。われ／＼の方も、それを持つて行くということが必ずしもそれだけの自信のあるものであるかということについては、どうも納得しないということ、結局そういう民間のい／＼な会社の数字というものは、何といひますか、公認すべきところまでの徹底した調査ができなかつた。そこでわれ／＼は、やむを得ず毎月勤労統計の出版印刷関係の数字を一応の基礎にいたしました。それには、毎月勤労統計の数字というものは、仲裁裁定の中にもありますように、新聞社の関係とか、かなり高賃金のもので入つておる。それがわれ／＼の従来の印刷局の平均ペースから見ますと、大体二割程度上つておるといふような数字が出ております。ただそれに対しては、印刷局内のいろいろな福利施設の関係、あるいはまた政府事業として事業が保証されておるといふような関係におきまして、むしろ印刷局の事業が有利であるという面も一面にはある。そういう点を大体一割程度考慮されて——このパーセンテージをどう見るかということとは非常に問題があるようでありまして、仲裁裁定では一割程度の考慮をされておるようであります。そういう意味において、われ／＼としましては、少くともこ

の程度のもので実施されるならば——現在の日本の国民経済が非常に貧困であつたに於いて、印刷局だけが非常に満足すべきところまで行くということもいかにだるうか、こゝろで、がまんしてもらわなければならぬのじやないかというふうに考へておる次第であります。

○春日委員 ただいま局長のお話によりますと、この裁定のベースが民間企業に比べて高いとか安いとか、いろいろお話があつたと思つたのであります。が、私は今、われ／＼が審議しておるこの場においては、そういうような比較検討をする必要は全然ないと思つたのであります。それはこの公労法の第三十五條が、最高裁判所の判決と同じように、労使双方が最終的にこれに服従しなければならぬという絶対的拘束力を持つておるわけでありまして、そこでその安いか高いか、こういうような批判に属する事項は、仲裁裁定委員会の権限に属することであつて、国会の権限外の事項であり、しかもまたこの審議する過程において、安いにしても高いにしても、あなたの職責においてはそういうことを批判したり比べたりい／＼する必要はないと思つた。ただ問題は、あなたの企業の中においてそういう財源があるかどうか、すなわち資力があるかどうかという問題であると思つたわけでありまして、もとより労働者はこれで満足しているわけではないけれども、これが最高裁判所の判決と同じような拘束力を持つていふような法の規定にかんがみて、泣く／＼これに屈服しようとしておるわけでありまして、そこで問題は、ただあなたの方の経理の内容において、これだけの

財源があるかどうかという問題であつて、あるならば出すわけだし、ないならば、いかに国会が補正措置をするかというところに問題の焦点があると私は思う。

そこで私はあなたにお伺ひしたいことは、この仲裁裁定の理由書の八、これによつて見ると、今井仲裁委員長は、資金は可能である、こういうぐあひにこれを断定いたしておられます。しかもこの印刷関係については、当局もよく認めておるところである。こういうぐあひにこれを論議しておるのであります。が、これの真相についてはたして今井仲裁委員長はこの資金は可能であるという決定を行つておられるが、これをあなたはどう考へておられるか、実際はどういう状況にあるか、これをひとつこの機会に御答弁いただきたい。

○吉田説明員 ただいま私が申し上げましたのは、仲裁裁定の経過についてでありまして、別にその内容について批判とかなんとかいう意味ではなかつたのでございます。その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

なお、ただいまの仲裁裁定の理由書の八項の、予算上資金上の問題かと思ひますが、この理由の八項には、経費の節約、日本銀行券売払代の改訂、益金の流用等により容易に処理可能と認められる」といふふうに書いてあります。ただ実際上は、経費の節約と申ししましても、一般の管理関係の費用というやうな経費については、実はたゞ／＼も節約をいたしたもので、ある程度節約の余地がない。一般の事業上の経費を切つて参りますと、これはむしろ事業の縮小というやうなことになるので、この点は非常にむづかしい問

題である。しかしそれは一銭もできないというわけではないので、多少の措置としては考へられますけれども……。

○内藤委員長代理 大蔵大臣がお見えになりましたから、簡単に願ひます。と、おそろく益金の流用ということが問題になると思ひます。益金の流用と申しますと、これは一般会計の方に關係して参りますので、一般会計の処理というやうな全般的な財政的な観点から批判されなければならぬのではないかと今考へておるのであります。

○内藤委員長代理 委員長から大臣に一つお願いしたいのであります。ぜひこの委員会に差繰つてお出ましいただきたいと存じます。

大臣に対する質問は通告順によつてこれを許します。

○柴田委員 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、仲裁裁定の問題は、私どもから考へますと、これは当然守らなければならぬものだ、法律によつても、最高裁判所の判決のようによつても、考へておるのであります。そうして八月から実施しなければならぬという裁定が下されたにもかかわらず、今度の国会におきまして、一月からこれを実施することとして政府当局は予算を計上しておるやうであります。なぜこの仲裁裁定を守らぬのか、仲裁裁定に対する政府当局者、しかも大蔵大臣はいかなる考へをお持ちになつておるか、この一点を最初に伺ひたいと思ひます。

の動き、たとえば国鉄にしても電氣公社にしても、あるいは専売公社にいたしましても、いろいろ／＼な形態であつて限りの許された範囲の争議が起きております。そういうしまして、一般国民大衆にこれによつて多少でも迷惑を及ぼすというやうなことがございましたらば、この責任はあつて仲裁裁定を守らない政府にあるとわれ／＼は考へておりますが、これに対してどういふふうにお考へでございましょうか。この二点をまず承りたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 仲裁裁定については、十一月二日でありましたか、その当時私も予算のいわゆる総額の中ではやりやうがないから、従つてこれについてはその予算化、あるいは資金化等ができないからできない、こういうことを申し上げたのであります。その後各公社の内容について検討を加へた結果、一月からならぬ本年度内はやれる、こういうふうに見込みましたので、従つて私も、それらのいわゆる三公社、五現業の実態を取調べた上で、この一月から実施する、こういうことにいたしました次第であるのであります。私どもは、公労法の十六條あるいは三十五條等にもはつきりと書いてある通りに、つまり予算化あるいは資金化することの不可能なことについては、これをやることはできません。しかしその点から私どもは予算化し、または資金の点からやれるという最善を尽したといふのであります。法を尊重しておるのであつて、法の範囲でやつておる。またいかなる仲裁裁定も、これは御承知のごとくに政府が持つておる予算の編成権に立ち入ることはできないのでありますから、予算上措置がと

り得ないというものに対しては……
〔衆議院でやるんだ〕と呼ぶ者ありい
や衆議院は編成権はない。行政権は持
つておることは日本の憲法で明らかで
ある。これは憲法にちやんとはつきり
してある。修正権は御隨意です。〔発言
する者あり〕途中でそういう発言をさ
れては困る。委員長、不規則の発言は
禁止してください。

○内閣委員長代理 静粛に願います。

○小笠原国務大臣 そこでそういう次
第で、政府のなし得る最善を尽した、
こういう次第であるのであります。従
いまして政府は法に基いてやつておる
のであるから、その法に基いてやつて
おることに對して、全部のまなひから、
これ／＼不満だということではない／＼
な処置をとられることは、これこそ法
にそむくものであつて、この点は良識
ある人々ならば、十分政府の意のある
ところを了解されることと私は確信い
たしておるのであります。

○柴田委員 実に奇怪な御答弁を承つ
たのであります。少くとも予算を計
上される場合に、仲裁裁定を守るとい
う一つの考え方がございましたなら
ば、いかなる苦勞をやつても、当然こ
の八月から実施する予算をつくらな
ければならないはずであります。それ
に對しまして予算上、資金上でない
あるいは各公社の内容を検討いたしま
す。この内容検討に至つて、たとえ
ばただいまの大蔵大臣の御答弁でも非

常に簡単に、一月ならまあできる、こ
ういうような甘い考え方で、しかも八
月から実施する意思がさらになく、こ
ういふわかれ／＼は受取られないのであ
ります。そういう前提の上に立つて、
一月からならまあできる、こういうよ
うな軽い考え方で一國の大蔵大臣が勤
まるか。われ／＼は憤慨せざるを得な
い。こういう点と、先ほど伺いました
ような第二の点に關しまして、常識
のある者であつたならばわれ／＼の考
えたことがあたりまえだろう、こうい
うようなお話がございましたが、われ
われはこの点で断じて承服できない。
少くとも仲裁裁定を守らなければなら
ないというお考えの上に立つてのお話
でありましたならば、なぜもつと真剣
に各公社その他現業を調査されまし
て、しかも物価水準の状況をわれ／＼
は考えましても——われ／＼の物価水
準の考え方が言いますならば、昭和
十一年の物価を一〇〇と仮定しますな
らば、今日三百七、八十になつており
ます。しかも昭和十一年の物価水準か
ら考えると、今日の労働賃金というも
のは決して高いものではない。しかも
國鉄のごときは昨年の十一月に決定い
たしましたベースであります。こうい
う状況から判断いたしまして、仲裁裁
定はあらゆる角度から決定したもので
ある。この裁定を守れないということ
であるならば、まづたく責任はあげて
政府にあるとわれ／＼は考えるのであ
ります。が、再び御答弁を願いたいと思
います。

○小笠原国務大臣 この点はよく申し
上げました通り、私どもは国会の御意
思に従ふことは当然であります。従
つてただいま、一月から実施する裁定

案のことにつきまして、これは国会
の御意思に従つてやるのであつて、も
し出しておる予算が通らないようなこ
とがかりにもございませうれば、これは
実行できません。現在が予算のわくの
中で私どもがやるのでありますから、
十二月四日現在のただいまのところ
は、私どもは何もやることはできませ
ん。つまり予算が皆様の助力で通る
と、それで初めてこの一月から実施さ
れる。私どもは予算のいわゆる総額の
中で処置するのでありますから、十
一月二日のときにも申し上げたのであ
ります。十一月二日のときにおいて
は予算上資金上不可能である、こうい
うことを申し上げたのであります。今
も今だけならそうであります。一月
からやるということ、皆様の御審
議をお願いしておる次第であることは
御了承の通りであると思ひます。

〔春日委員〕委員長、緊急質問——
議事進行について重大な問題があ
ります。と呼ぶ。

○内閣委員長代理 予算委員長との約
束がありまして……

○小笠原国務大臣 予算委員長との約
束に基いて、私はこれで失礼します。
「そんなばかなことではない」と呼
び、その他発言する者あり。

○内閣委員長代理 大臣、ちよつと
お待ちください。——予算委員長との約
束を皆さんに確認を願うように委員長
が今発言しておるときに、大臣はお出
まじなつた。それでお呼びとめした
のです。どうか委員会に來られたら、
委員長の言葉に十分従つて下さい。
そこで諸君に御相談申し上げます
が、先ほど予算委員長との話合ひで、
次官と大臣と交代するということをお

束いたしましたので、これは大蔵委員
長としては守らなければならぬ義務が
ありますので、どうかそういうふう
にひとつ御了承願ひたいと思ひます。
〔春日委員〕今の大臣の答弁の中
で、国会の威信に關する重大問題
があります。と呼ぶ。

○内閣委員長代理 それはまたあとで
大臣に來ていただきますから、御承
願ひたいと思ひます。

○春日委員 ただいま柴田君の御質問
に對する御答弁の中に、この一月実施
する政府の態度、これは常識のあ
る者ならば理解ができるはずだ、こう
いふ言葉を述べておられる。これはま
さしく暴言である。政府の考え方、や
り方が理解できない者は非常識だとい
うのか。現在この問題をめぐつて、学
界において、あるいは各界において
も、深く検討がされてゐる／＼な意見
が述べられておる。しかも大臣が、
政府のこのやり方を理解できない者
は、非常識だというやうなそういう暴
言を吐くことは、われ／＼が国会にお
いてこの重要問題を審議する立場にお
いて、国会を侮辱するものはなはだし
きものだと思ふ。それで私は大臣に對し
て、この暴言を取消してもらひたい。
取消すのでなければ、われ／＼はこれ
以上この問題について審議することは
できない。とりあえず緊急理事會を開
いて、この仲裁裁定の一月実施を理
解できないところの意見はすべて非常
な意見であるかどうかということにつ
いて、こゝであらためてこの問題を取
上げて、ひとつ委員会の態度を御決定
願ひたい。この動議を提出いたします。
〔賛成と呼ぶ者あり〕

○淺香委員 今春日君から非常に強い
発言がありました。私どもは先ほどか
ら大蔵大臣の話を聞いておりました
が、今春日君は常識ということと言
われましたけれども、私どもの聞いた
ところでは、良識と言われたように思
ふのであります。そういう点も速記録
を調べてみてもらわなければならぬ
点だと思ふ。〔良識だろが常識だろ
うが同じだ〕と呼ぶ者あり。何も今こ
れについてただちに理事會を開いて決
定するに至りません。予算委員会
で手がすきました場合にこちらへ出て
らつて、さらにその問題について春日
君から再質問されたいだけの問題
であつて、今閉會をして理事會を開く
必要はないと思ひます。

○内閣委員長代理 少し諸君にお諮り
したいと思ふのであります。春日君
からの、委員会はこれで散會して、理
事會を開いて、先ほどの大蔵大臣の答
弁に對して相談したい、こういう御提
議であります。いかがとらひはから
いましょうか。

○春日委員 議事進行について。ただ
いま淺香委員が、常識であるか良識で
あるかわからなかつたから云々と言
つておられるが、良識であるかと常識
であるかといふに、われ／＼が
そういう暴言を吐かれるという立場に
おいて受ける屈辱感にかわりはありま
せん。われ／＼がどういふ気持ちでこ
の問題を審議しておるか。まるでひや
か無理解態度をふつかけているやうな
ことになつて来る。われ／＼は、この
公法法の十六條並びに三十五條の規
定に従つて当然の主張をし、また不審
な点についてそれ／＼質問をしておる。
政府の態度がわからないというやう
なものが非常識とか、あるいは不良識と

か、こういうような罵言を浴びせられて、それで本委員会はだまつておるのか。緊急理事会を開かれて、この大臣の言動に対して、これが適切妥当なものであるか、あるいはまた常軌を逸したものであるか、本委員会の権威においてわれ／＼は十分ひとつ研究を願いたい。その後においてこの問題をいかに取扱つて行くか。さらに議案をいかに進めて行くか。私はこの重要問題をこのまま不問に付して議事を進行されるということに対して断固として反対をいたします。

○坊委員 ただいまの春日委員からの発言でございますが、良識とか常識とかいうような言葉の争いではないと思ひます。大蔵大臣がここに見えられまして、時間がきわめて短かい間に質疑応答が行われまして、大蔵大臣の発言に對しまして、春日委員がいろいろと今御不満を述べられましたが、これに對しましては、すでに大蔵大臣が言われたことです。そこで大蔵大臣の言われたことの意味が、もう少し話し合えば何かそこに了解がつく点があるのではないかと、かように私は思ひます。私は、もう一ぺん大蔵大臣に出席してもらつて、春日委員なりその他の委員の方々とよく質疑応答をされて、了解のつくように委員長においてはかつていただきたいと思ひます。

○柴田委員 私が質問したことによつて生じた問題であります。私も大蔵大臣としてはあまりにも暴言であるといふことは、非常に強く感じたのであります。仲裁裁定は守らなければならぬとお考えかと質問したのに対して、これはそうだと答へられた。そうして今度は、守らないために生じた今の

労働争議については、あげて政府に責任があるのではないかという意味の質問を私は試みたのであります。それに對しまして大蔵大臣は、現在予算上、資金上やむを得ない状態である、良識のある者が考えたならば、政府の処置は妥当と思うだろうというお答えだつたのであります。それに対して憤慨いたしまして、あまりにも暴言だ、こういうことを申し上げておつたわけであります。そういうことは速記録をお調べになれば断然と思ひますが、春日委員が発言されて憤慨されるのも当然であります。だから緊急に理事会を開いてくださいまして、慎重にこの問題のお取消しを要求するものであります。

○佐藤(觀)委員 同僚春日委員が言われましたように、大蔵大臣にしては暴言だと思ひますので、とりあえずこの際休憩をして、理事会を開いて、委員長においておとりはからい願うよう勸議として提出いたします。

○内藤委員長代理 佐藤君の勸議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内藤委員長代理 御異議がなければさう決定いたします。

これにて暫時休憩いたします。
午後零時十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕